

# 《法務局からのお知らせ》

宇都宮地方法務局不動産登記部門では、  
**鹿沼市**との間において、令和7年12月8日  
(月)から地方税法第422条の3の規定に基づく通知が電子化されることに伴い、固定資産評価証明交付依頼書の事務取扱いを、下記のとおり変更いたします。

## 1 運用開始時期

《令和7年12月8日(月)～令和8年3月31日(火)》  
・宇都宮地方法務局不動産登記部門が交付する固定資産評価証明交付依頼書を市役所へ持参すれば、【公用】令和7年度評価証明書(不動産登記の管轄登記所への提出用)として無料交付されます。

《令和8年4月1日(水)以降～》

・宇都宮地方法務局不動産登記部門が交付していた固定資産評価証明交付依頼書の発行を廃止いたします。

## 2 変更点

所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な、登録免許税の課税標準について、不動産登記部門と鹿沼市との間において、地方税法第422条の3の規定に基づく通知が電子化されたことに伴い、鹿沼市に対する不動産登記部門からの固定資産評価証明交付依頼書の発行については、令和8年4月1日(水)以降は廃止します。

ご不明な点は、下記までお尋ねください。

## 3 その他

評価額のない土地について近傍土地の評価額により登録免許税の課税標準を認定する場合や、年度途中に地目変更があり、新たに登録免許税の課税標準を認定する場合等については、下記までお尋ねください。

なお、所有権移転登記等を申請する際には、課税価格(不動産の評価額)の算出に使用した書面の写しの添付にご協力をお願いします。

問合せ先 宇都宮地方法務局不動産登記部門  
028-623-0916

令和7年11月27日

宇都宮地方法務局